

令和 6 年度における家庭用品品質表示法の運用状況

消費者庁は、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）の規定に基づいて、不適正な表示を行った者に対する指示（家表法第4条第1項に基づくもの。以下同じ。）及び指導を行うとともに、同法に関する相談への対応、講師派遣等を通じた普及啓発に関する活動を行う等、家庭用品の品質に関する表示の適正化に努めている。また、家庭用品品質表示法に関する法令、告示について、必要に応じて見直しを行っている。

令和 6 年度における家表法の運用状況は以下のとおりである。

1. 違反被疑事案の処理状況

令和 6 年度において、家表法の違反被疑事案として消費者庁が調査した件数（延べ事業者数）は95件であった（前年度からの繰越19件を含む。）。新規受付件数76件の内訳は、家表法第24条の規定に基づき権限を委任された地方自治体が実施した立入検査（実施した結果、違反の疑義が生じたものとして消費者庁に移送されたもの）が33件、事業者からの自主申告が23件、消費者等からの情報提供（家表法第10条第1項に基づく申出を含む。）が20件であった（表1参照）。

表 1 家表法違反被疑事案の調査件数の内訳（単位：事業者数）

前年度からの繰越		19
新規受付件数	地方自治体による立入検査	33
	事業者からの自主申告	23
	消費者等からの情報提供	20
	小計	76
調査件数		95

令和 6 年度における違反被疑事案処理件数は69件であった。このうち、家表法第3条第1項に規定する表示事項を表示していない、又は表示に関する遵守事項を遵守していないものとして、51事業者に対し指導を行った（表2参照）。

表 2 家表法違反被疑事案の処理状況の推移（単位：事業者数）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理件数	指示	4	0	0
	指導	71	78	51
	違反無し	12	12	9
	対象外	7	8	6
	打切り	8	11	3
	計	102	109	69
次年度への繰越		32	19	26

令和6年度に指導した51事業者における不適正表示のあった製品数は153件であった。規程別の内訳は繊維製品96件（ふとん38件、上衣、下着各15件、シャツ8件等）、合成樹脂加工品24件（たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具10件、水筒5件、可搬型便器及び便所用の器具3件等）、電気機械器具7件（パネルヒーター5件、ジャー炊飯器1件、電気ミキサー類1件）、雑貨工業品26件（合成洗剤並びに洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗剤（以下「合成洗剤等」という。）7件、靴5件、洋傘4件等）であった（表3参照）。

表 3 製品別指導件数（単位：製品数）

繊維製品	合成樹脂加工品	電気機械器具	雑貨工業品	合計
96	24	7	26	153

指導事案の具体的な内容は以下のとおりである。

(1)

繊維製品における違反事例
① 繊維製品の組成表示において、指定用語を使用していなかった。
② 繊維製品の組成表示が消費者の見やすい箇所に分かりやすく表示されていなかった。
③ 列記表示可能な製品に指定されていないにもかかわらず、列記表示を行い、混用率の表示をしていなかった。

(2)

合成樹脂加工品における違反事例
① バケツの容量表示が欠落していた。
② 水筒の容量表示について、単位に誤りがあった。
③ 籠の表示事項が全て欠落していた。
④ 景品として配布していた製品であったため、販売の際に全ての表示が欠落していた。

(3)

電気機械器具における違反事例
電気パネルヒーターの放熱の方式及び温度調節の方式の表示が欠落していた。

(4)

雑貨工業品における違反事例
① サングラスの表示事項が全て欠落していた。
② 鍋の材料の種類のうち、底の厚さ及びステンレス鋼の成分等が欠落していた。
③ 強化ガラス製の蓋について、品名及び強化の種類が欠落し、取扱い上の注意の一部が表示されていなかった。
④ ビニールジャンプ傘について、傘生地の種類、親骨の長さ及び取扱い上の注意が欠落していた。

2. 地方自治体による立入検査の実施状況

家表法においては、立入検査等の一部の事務を地方自治体(都道府県及び市。以下同じ。)に委任している。令和6年度において、地方自治体による立入検査の実施件数(店舗数)は2,933件であった(表4参照)。

表4 令和6年度 地方自治体における立入検査※(単位:実施店舗数)

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
79	30	50	22	104	7	52
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
206	106	65	73	227	106	58
新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
50	35	27	135	65	75	75
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
102	143	51	30	19	61	87
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
18	20	8	17	28	21	54
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
114	16	72	164	26	26	70
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	地方自治体合計	
7	62	11	48	11	2,933	

※市が実施した立入検査の件数は、当該市の属する都道府県の数値に含めている

なお、立入検査の結果違反の被疑が生じたものとして消費者庁に移送された事案は33件であった(1. 違反被疑事案の処理状況 表1参照)。

3. 家表法に関する相談状況

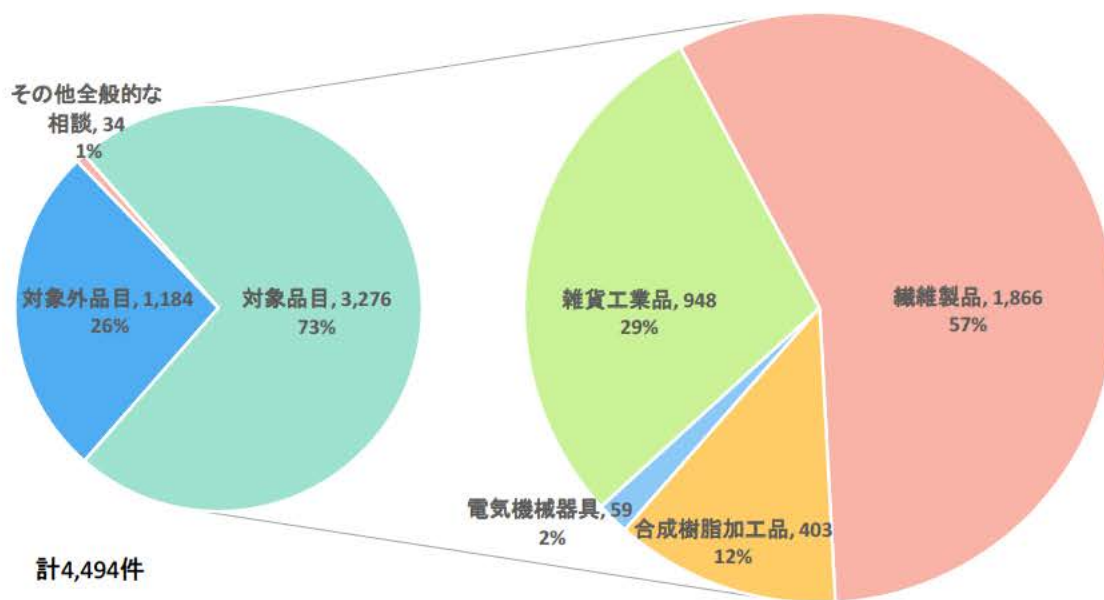
令和6年度の家表法に関する相談件数は4,494件であった。

このうち、家表法の対象品目に関する相談は3,276件、対象外品目に関する相談は1,184件、その他家表法に関する全般的な相談は34件であった。

対象品目の規程別の相談件数は、繊維製品1,866件、合成樹脂加工品403件、電気機械器具59件、雑貨工業品948件であった（グラフ1参照）。

グラフ1 家表法に関する相談件数内訳

（単位：件）



対象品目別の相談状況は以下のとおりである。また、寄せられた相談、回答について、内容の一部を編集した上で掲載している。

(1) 繊維製品（1,866件）

令和6年度において相談件数が多かった品目は、シャツ（122件）、タオル及び手拭い（118件）、帽子（106件）、上衣（87件）、下着（83件）等であった（表5参照）。

表5 繊維製品の相談数上位品目※ ※※

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	シャツ	シャツ	シャツ
2	タオル及び手ぬぐい	帽子	タオル及び手ぬぐい
3	帽子	タオル及び手ぬぐい	帽子
4	下着	上衣	上衣
5	マフラー、スカーフ及びショール	靴下	下着
6	靴下	マフラー、スカーフ及びショール	靴下
7	上衣	下着	マフラー、スカーフ及びショール
8	手袋	手袋	手袋
9	布団	織物、ニット生地及びレース生地	布団
10	床敷物	セーター	ズボン
11	ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー	布団	コート ドレス及びホームドレス
12	ズボン	ズボン	
13	ハンカチ	エプロン及びかっぽう着	ハンカチ
14	コート	床敷物	床敷物
15	セーター	コート	織物、ニット生地及びレース生地
16	エプロン及びかっぽう着	ハンカチ	エプロン及びかっぽう着
17	織物、ニット生地及びレース生地	ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー	ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー
18	糸	ドレス及びホームドレス	セーター
19	膝掛け	膝掛け	スカート 事務服及び作業服
20	寝衣	寝衣	

※品目を限定しない繊維製品全般の相談（衣料品、付記事項等）769件を除く

※※件数が同一の品目は罫線を除し、同一順位とする

繊維製品における主な相談及び回答内容は以下のとおりである。

	相談	回答
洗濯表示 (取付方法)	タオルを中国から輸入販売する予定です。表示は縫い付けタグで表示しなければなりませんか。	品質表示の取り付けが必要なのは洗濯表示が義務づけられた品目です。タオルの表示事項は繊維の組成、表示者名等の付記となっており、洗濯表示は義務ではないため、縫い付けタグの取り付けまでは求められていません。下げ札や貼り札でも認められています。
	海外から輸入した衣料品を販売する予定です。外国語の品質表示が取り付けられていますが、そのまま販売してもよいですか。	日本国内で販売する場合の組成表示は家表法に基づき日本語で表記します。洗濯記号は JIS L0001 に基づき表示します。表示者名等の付記は品質表示に責任を持つ国内の事業者を表示する必要があります。なお、家表法に基づく表示と紛らわしくない限り、外国語の品質表示を取り外す必要はありません。
	無地の T シャツを仕入れ、プリントや染め等の加工をして販売します。加工前の T シャツに付いているタグをそのまま使用することはできますか。	染め等の加工をすることで洗濯等取扱方法や品質が変わることが考えられるため、新たに加工後の品質表示を行うことが適切であると考えられます。その場合、加工して販売する者が表示者になることが考えられます。家表法では、商品の品質に責任を持ち、問合せに対応する事業者を品質表示に付記することになっています。
組成表示	ハンカチの本体部分が綿 100%、縁取りがポリエステル 100%の糸を用いています。縁取り部分も表示する必要がありますか。	繊維製品は全ての組成繊維を表示することが原則です。本体部分と縁取り部分を分離して組成表示すると分かりやすくなると考えられます。 また、繊維製品品質表示規程第 7 条第 2 項により、縁取り等特定部分の効用を増すために使用された糸で、その組成繊維の混用率が 5 % 以下であれば、除外して混用率を算出することができます。

	相談	回答
	綿 100% の帽子にポリエステル 100% のリボンが縫い付けられています。また、ナイロン製のファスナーテープでワッペンを取り外しができるようになっています。帽子の内側に綿製の汗止めテープが縫い付けられています。表示の対象となるのはどの部分ですか。	帽子は表生地(帽子の頭、つば、ひさし、つば裏及びひさし裏)が表示の対象です。本体と縫い付けられたリボンが表示の対象となります。ファスナーテープ、取り外し可能なワッペン、内側の汗止めテープは表示の対象ではありません。
	玄関マットについて、床に接する部分がゴム素材、起毛部分がポリエステル繊維で構成されています。ゴム素材部分はどのように表示すればよいですか。	床敷物の組成表示の法定表示部分は繊維の起毛部分のみとなります。ゴム素材部分は任意表示となります。
	ジーパンの革パッチや子供服の合成皮革のアップリケ等、少量使用の革や合成皮革は品質表示が必要ですか。	皮革や合成皮革をコート、セーター、ズボン、ドレス、スカート、上衣及び手袋に使用している場合は、量の多少に関わらずその部位を分かりやすく示し、材料の種類を表示します。
組成表示 (混用率)	ウールとカシミア混紡のマフラーについて混用率の試験を行ったところ、カシミアが 27% と 26.1% で製品によりばらつきがあります。許容範囲はプラスマイナス 5% と考えて、カシミア 30% としてもよいですか。	混用率のばらつきが、表示値の 30% からプラスマイナス 5% の 25%～35% に入っていれば問題ありません。
	家表法ホームページ「繊維製品の表示について」の列記表示の説明によれば、列記表示が認められている製品に「組成繊維中における繊維が 4 種類以上で、かつ、それぞれの繊維の混用率が 5% 以上である繊維製品」とあります。これは列記表示ができるとされている靴下や手袋等においても必要な条件ですか。	繊維製品品質表示規程別表第 4 (第 5 条第 3 項関係) 19 号に関しては、列記表示可能な品目(1 号から 18 号にある手袋、靴下等)ではなくても、組成繊維中における繊維が 4 種類以上で、かつ、それぞれの繊維の混用率が 5% 以上であれば、列記表示できることを示しています。
指定用語	靴下を輸入販売します。輸入元の組成にスパンデックスとあります	繊維の組成表示は指定用語で表示することになっています。スパンデックスは指定用語ではないため、その表示は

	相談	回答
	が、そのまま組成表示してもよいですか。	認められません。検査機関等に相談の上、適正な用語で表示してください。
該非判定	ふとんのリフォームは家表法の対象となりますか。	ふとんのリフォームは中綿等を交換するものであり、布団そのものを購入することにならないため対象外となります。 ただし、リフォームした布団を一般消費者に販売する場合は対象となります。
	旅行用の使い捨てのパンツ、タオル及び靴下は家表法の対象になりますか。いずれも繊維製で不織布製ではありません。使い捨てではありますが、数回は使用が可能ですと思われる。	繊維製品については、使い捨ての有無で該非を判断していません。品目ごとに表示事項を適正に表示することになります。なお、洗濯表示の印字については製品の耐用期間中に判読可能であればよいこととなります。

令和6年8月20日に日本産業規格(JIS L0001)が改正されたことに伴い、繊維製品品質表示規程の改正を行った。JISの主な改正内容は、①洗濯記号の新規追加②洗濯記号の意味の変更③洗濯記号のデザインの微修正の3点である。また、洗濯表示の円滑な移行を図る観点から、附則において1年間の経過措置期間を設けた(5. 家表法の制度改正(1)参照)。

改正後に新洗濯表示に関して寄せられた相談は354件であった。主な相談及び回答内容は以下のとおりである。

相談	回答
新洗濯記号のデータはどこで入手できますか。	日本規格協会でデータを購入することができます。また、消費者庁のホームページから入手することもできます。 家表法トップページ>新しい洗濯表示>消費者庁公表資料「日本産業規格(JIS L0001)の概要」
洗濯記号の改正で微修正されたのはどの記号ですか。	デザインの微修正があったのは、110(40℃限度の手洗い)、100(洗濯禁止)、200(漂白禁止)、500(アイロン禁止)の4種類となります。

相談	回答
新設された洗濯記号の 511 (アイロンスチーム禁止) は、他のマークと大きさを合わせると小さくなってしまいます。記号の大きさに決まりはありますか。	記号の大きさに規定はありませんが、容易に読み取れる大きさで表示する必要があります。
旧洗濯表示の商品は経過措置期間終了後も販売することはできますか。	経過措置期間の令和 7 年 8 月 19 日までに表示者※が販売業者、小売業者等に出荷した旧表示の商品については、経過措置期間終了後も旧表示で販売することができます。 令和 7 年 8 月 20 日以降に表示者が出荷する商品は新洗濯記号で表示することになります。 ※商品の品質に責任を持ち、消費者等から問合せに対応する者

(2) 合成樹脂加工品 (403 件)

令和 6 年度において相談件数が多かった品目は、食事用、食卓用又は台所用の器具のうち、皿等 (125 件)、食事用の器具等 (75 件)、台所用容器等 (55 件)、次にポリ袋 (40 件) であった (表 6 参照)。

表 6 合成樹脂加工品の相談数上位品目※

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	皿等	皿等	皿等
2	食事用の器具等	食事用の器具等	食事用の器具等
3	台所用容器等	台所用容器等	台所用容器等
4	ポリ袋	ポリ袋	ポリ袋
5	たらい、バケツ、洗面器、浴室用の用具	たらい、バケツ、洗面器、浴室用の用具	たらい、バケツ、洗面器、浴室用の用具
6	水筒	水筒	水筒
7	まな板	まな板	まな板
8	可搬型便器、便所用の器具	湯たんぽ	可搬型便器、便所用の器具
9	湯たんぽ	籠	籠
10	籠	可搬型便器、便所用の器具	湯たんぽ

※その他の相談 (合成樹脂加工品全般) 13 件を除く

合成樹脂加工品における主な相談及び回答内容は以下のとおりである。

	相談	回答
原料樹脂の種類	原料樹脂を複数使用している場合の表示方法を教えてください。	2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記します。 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示します。
耐熱温度	海外から輸入した水筒を販売予定です。耐熱温度の試験を海外で行い、表示することはできますか。	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)に掲げる耐熱性の試験を用いることになっています。海外の検査機関であっても、JISの試験方法に基づき試験を行っているのであれば問題ありません。

(3) 電気機械器具 (59件)

令和6年度において相談件数が多かった品目は、ジャー炊飯器(11件)、電気かみそり(8件)、エアコンディショナー、電気冷蔵庫(各6件)、電気ミキサー類5件)であった(表7参照)。

表7 電気機械器具の相談数上位品目※

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	電気かみそり	電気ミキサー類	ジャー炊飯器
2	ジャー炊飯器	電気毛布	電気かみそり
3	電気冷蔵庫	ジャー炊飯器	エアコンディショナー
4	電気ミキサー類	電気かみそり	電気冷蔵庫
5	テレビジョン受信機	テレビジョン受信機	電気ミキサー類

※件数が同一の品目は野線を除し、同一順位とする

電気機械器具における主な相談及び回答内容は以下のとおりである。

品目	相談	回答
電気冷蔵庫	ワインセラーで冷凍機能はない商品は、電気冷蔵庫に該当しますか。	圧縮式冷凍機を使用した冷却機能を有するもので、主に一般家庭で利用されることが想定されるワインセラーであれば、冷凍機能・加温機能の有無を問わず家表法の電気冷蔵庫に該当します。
電気機械器具全般	海外仕様の炊飯器を訪日外国人観光客向けに店舗販売する予定です。海外仕様（電源：AC220V）のため日本国内の一般家庭用電源では使用できないものですが、家表法の対象になりますか。	日本国内での使用が想定されないものであれば、家表法の対象外となります。
	電気機械器具の品質表示は、商品ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載することになっていますが、取扱説明書は「消費者の見やすい箇所」に含まれますか。	電気機械器具の場合、通常消費者は取扱説明書を読み、それを保管することが一般的であると考えられるため、取扱説明書もまた「消費者の見やすい箇所」に該当すると考えられます。そのため、本体に表示がなくても取扱説明書に必要な表示がなされていればよいこととなります。 ただし、取扱説明書を箱等に封入した状態で販売することにより品質表示を確認することができないのであれば、取扱説明書の見本を店頭掲示することが一般消費者の利益につながるものと考えられます。

(4) 雑貨工業品（948件）

令和6年度において相談件数が多かった品目は、合成洗剤等（175件）、椅子、腰掛け及び座椅子（74件）、魔法瓶（72件）、サングラス（70件）、合成ゴム製器具（59件）であった（表8参照）。

表8 雑貨工業品の相談数上位品目※ ※※

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	合成洗剤等	合成洗剤等	合成洗剤等
2	椅子、腰掛け及び座椅子	椅子、腰掛け及び座椅子	椅子、腰掛け及び座椅子
3	魔法瓶	浄水器	魔法瓶
4	サングラス	サングラス	サングラス
5	机又はテーブル	漆器類	合成ゴム製器具
6	漆器類	ほうけい酸ガラス等	浄水器
7	合成ゴム製器具	机又はテーブル	漆器類
8	靴	魔法瓶	ほうけい酸ガラス等
9	ウレタンフォーム・スプリングマットレス	合成ゴム製器具	革又は合成皮革製衣料
10	浄水器	鍋	机又はテーブル
11	ほうけい酸ガラス等	ウレタンフォーム・スプリングマットレス	鍋
12	かばん	靴	靴
13	歯ブラシ	歯ブラシ	ウレタンフォーム・スプリングマットレス
14	鍋	漂白剤	洋傘
15	革又は合成皮革製衣料	かばん	かばん
16	塗料	革又は合成皮革製衣料	強化ガラス製器具
17	ティッシュ又はトイレトペーパー	洋傘	歯ブラシ
18	強化ガラス製器具	塗料	漂白剤
19	接着剤	革又は合成皮革製手袋	塗料
20	革又は合成皮革製手袋	ティッシュ又はトイレトペーパー	たんす

※その他の相談（雑貨工業品全般）10件を除く

※※件数が同一の品目は罫線を除し、同一順位とする

雑貨工業品における主な相談及び回答内容は以下のとおりである。

品目	相談	回答
ほうけい酸 ガラス等	耐熱ガラス製の調味料入れや保存容器等、使用区分が表にない場合はどのように表示すればよいですか。	使用区分の表にない場合は、その使用区分を示す用語を用いて適正に表示することになります。例えば「食卓用」「保存用」等が考えられます。
漆器類	天然木のボウルに透明なウレタン塗装を行ったものは、品名を「木製漆器」としてもよいですか。	漆塗装でない場合、漆器の名称は認められません。「合成漆器」となります。 あるいは、素地が天然木であって表面にクリヤラッカー等を塗った木地の見えるような容器については、「木製容器」等の一般的名称を表示することもできます。
魔法瓶	ステンレス製携帯用魔法瓶の保温効力について、JIS S2006（まほうびん）の基準を満たさない場合は家表法の対象外になりますか。	家表法の雑貨工業品品質表示規程「魔法瓶」には、JIS の基準を適用する旨の記載はありません。「魔法瓶」の定義に該当する場合は、家表法の保温効力の試験によって得られた6時間放置後の温度を適正に表示することになります。
革又は合成 皮革製衣料 及び手袋	アップルレザー、きのこレザー等は家表法ではどのように表示しますか。	家表法では、革衣料と革手袋に関しては皮革と合成皮革のみを対象としています。合成皮革の定義（基材に織布又は不織布等を用いて、表面にポリ塩化ビニル等の合成樹脂を配して天然皮革の外観に類似させ、その特性である外観等を与えたもの）に該当すれば「合成皮革」と表示します。該当しなければ対象外商品となり、任意表示となりますが、革、レザー以外の用語で表示するのがよいと考えられます。
合成洗剤	合成洗剤の成分の一つ pH 調整剤について、A と B の成分が使われており、A は 10%を超えますが、B は 3%です。その場合、pH 調整剤（A、他）とするのか、pH 調整剤（A）とするのか、いずれの方法になりますか。	洗浄補助剤はその成分の機能の名称を示す用語を用いて表示し、含有率が 10%を超えるものについては、その成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を用いて表示します。したがって、pH 調整剤（A）となります。
洗浄剤	カビ取り洗浄剤（180ml）を販売する予定ですが、特別注意事項の表示スペースが足りません。	製品の排除体積（キャップを含む。）が 210ml 以下の場合は、「まぜるな」「危険」の文字はともに 26.25 ポイント以上の大き

品目	相談	回答
		さで表示することになっており、省略は認められません。

(5) その他家表法の全般的な相談 (34件)

その他家表法の全般的な相談については、付記事項の表示に関する相談や、海外取引、インターネット販売に関する相談がみられた。

	相談	回答
付記事項に関する相談	表示者名を英字のブランド名で表示することはできますか。	表示者名は法人登記された正式名称で表示します。法定表示をした上で、任意表示としてブランド名を表示することもできます。
家表法全般に関する相談	EC サイトで家表法対象商品を販売するにあたり、商品画面に品質表示を掲載する必要はありますか。	インターネット上の表示は広告の一種とみなされ表示の義務はありませんが、購入に際し品質を識別することを鑑み、家表法の表示事項と同じ表示をすることが一般消費者の利益につながると考えられます。
	海外から家表法対象商品を輸入販売する予定です。海外表示のまま販売することはできますか。	日本国内で一般消費者に対し販売を行う場合は、家表法に基づく表示が必要です。また、表示者は日本国内に営業拠点がある事業者（輸入業者、販売業者、表示業者のいずれか）になります。消費者に見やすく分かりやすい表示が必要になるため、表示言語は日本語になります（ただし、繊維製品品質表示規程の指定用語である「COTTON」「WOOL」等を除く）。

(6) 対象外品目 (1,184件)

家表法の対象品目は広範囲かつ多岐にわたることから、令和6年度においても、表示事項に関する相談はもとより本法の適用があるか否かを問う、いわゆる該非判定を求める相談が多く寄せられた。

相談	回答
ステンレス製のスプーンで持ち手の部分に合成樹脂を使用している場合、家表法の対象になりますか。	主たる機能を果たすのがステンレス製の部分になるため、合成樹脂加工品の対象外です。
熱可塑性エラストマー100%のまな板は家表法の対象ですか。	熱可塑性エラストマーのみでできた製品は合成樹脂加工品の対象外です。
塩化ビニル樹脂シート製のレインコートは家表法の対象ですか。	繊維製品のコートは対象ですが、合成樹脂シート製のレインコートは対象外です。
手袋の品質表示について、材料の種類がJIS K6541（革（レザー）用語）の「皮革繊維再生複合材」に該当する場合は家表法の対象ですか。	JISの「皮革繊維再生複合材」の定義（革を細かく粉砕し、シート状に加工したもの）は、家表法の「合成皮革」の定義（基材に織布又は不織布等を用いて、表面にポリ塩化ビニル等の合成樹脂を配して天然皮革の外観に類似させ、その特性である外観等を与えたもの）とは異なるため、対象外と考えられます。
クエン酸や重曹等、単体成分の商品は洗浄剤に該当しますか。	洗浄剤は酸、アルカリ又は酸化剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成ることから、酸、アルカリ単体の商品対象外です。

(参考)対象外品目例

あ行	アームウォーマー (手首より上のみを覆うもの)	か行	ゴム製手袋	は行	不織布製の製品 (フェルト)
	アクセサリ	さ行	消毒剤 (アルコール、除菌剤等)		文房具
	圧縮袋		繊維製のバッグ		ヘアケア製品 (ヘアブラシ等)
	アロマ製品 (アロマオイル、アロマキャンドル等)	た行	テープ (両面テープ、マスキングテープ等)		ペット用品
	衣類乾燥機		陶磁器		ベビー用品 (抱っこ紐、おしゃぶり、よだれ掛け等)
	LEDライト製品	な行	入浴剤		ベルト
か行	画材用品 (アクリル絵の具、色鉛筆等)		ぬいぐるみ		
	玩具	は行	パイルが無い繊維製のマット	ま行	枕
	空調関連 (加湿器、空気清浄機、扇風機)		履物 (靴以外のスリッパ等)		マスク関連 (織布製、不織布製、マスクケース)
	化粧品関連 (化粧品等、化粧ポーチ)		腹巻		マッサージ器具

※上記品目は家表法の対象品目ではないが、他法令（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」「食品衛生法」等）の対象となる場合がある

4. 家表法に関する講師派遣等

令和6年度においては、関係省庁、地方自治体等が主催する講習会等に計3回講師を派遣した。

5. 家表法の制度改正

令和6年度においては、令和6年8月20日付けで(1)繊維製品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第4号)の家庭洗濯等取扱方法に関する事項並びに令和6年12月25日付けで(2)繊維製品品質表示規程の組成表示に表示すべき一部の事項及び(3)雑貨工業品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第7号)のクレンザーに表示すべき一部の事項に関し、それぞれ以下のとおり改正した。

(1) 家庭洗濯等取扱方法の変更

日本産業規格(JIS L0001(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法))が改正されたことを踏まえ、引用している日本産業規格が明確になるように改正した年を表す数字4桁を追記することにより、①洗濯記号の新規追加②洗濯記号の意味の変更③洗濯記号のデザインの微修正を行った。本改正について、事業者に対する周知及び準備のため1年間の経過措置を設けた。

(2) アクリレート繊維の追加

日本産業規格(JIS L1030-2(繊維製品の混用率試験方法))にアクリレート繊維の混用率試験方法が追加されたことを踏まえ、繊維製品品質表示規程別表第3及び別表第6に「アクリレート繊維」を追加し、指定用語として「アクリレート」を追加した。

(3) クレンザーの表示すべき事項の追加

近年、酸性タイプのクレンザー製品が流通していることを踏まえ、台所用、住宅用又は家具用の磨き剤のクレンザーのうち酸性タイプのものについて、新たに注意事項を追加するとともに、その注意事項の表示を求める製品の判断基準となる塩素ガス発生試験の方法等を追加した。

(参考)

繊維製品品質表示規程改正のお知らせ(令和6年8月20日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/law/kaisei/240820.html

繊維製品品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程改正のお知らせ(令和6年12月25日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/law/kaisei/20241225.html

以上